５．悪　臭

工場や事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法により規制されている。
規制の手法としては、アンモニアなどの特定悪臭物質の濃度により規制をする「物質濃度規制」と、人間の嗅覚を用いた臭気指数により規制する「臭気指数規制」がある。
本市では、平成 18 年 10 月 1 日より、従来の物質濃度規制から臭気指数規制へと変更を行った。

臭気指数規制とは

人間の嗅覚を用いて指数(臭気指数)を算定し規制する方法。
臭気指数とは、臭気をにおいが感じられなくなるまで無臭の空気又は水で希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)を対数で表したもの。物質濃度では補完できない複合臭や未規制物質によるにおいにも対応でき、苦情の被害感と一致しやすいという特徴がある。
臭気指数と臭気濃度の関係は以下の式で表される。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$
$$\text{臭気濃度} = 10^{(\text{臭気指数}/10)}$$

臭気指数と臭気濃度の関係

臭気指数	10	12	15	18	20
臭気濃度 (希釈倍率)	10	16	32	63	100

＜参　考＞
臭気指数 10 ＝ ほとんどの人が気にならない臭気の状態
臭気指数 12～15 ＝ 気をつければわかる臭い（希釈倍率 16～32 倍）
臭気指数 18～21 ＝ らくに感知できる臭い（希釈倍率 63～126 倍）

（１）悪臭にかかる規制基準等

規制対象

市内における全ての工場、事業場が対象となる。収益のある農地も事業場に含まれる。
対象外
・自動車、船舶、航空機等の移動発生源
・建設工事、しゅんせつ、埋め立て等のために一時的に設置される作業場
・下水道の配水管及び排水渠

規制基準

（臭気指数）

規制地域の区分	第１種区域	第２種区域	第３種区域
工場・事業場の敷地境界	12	15	18
気体排出口	悪臭防止法施行規則第６条の２に定める方法により算出		
排出水	28	31	34

(注)
１　第１種区域：専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応の見られない地域
２　第２種区域：第１種区域と第３種区域との中間に位置する地域
３　第３種区域：主として工業の用に供されている地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域

規制地域区分図

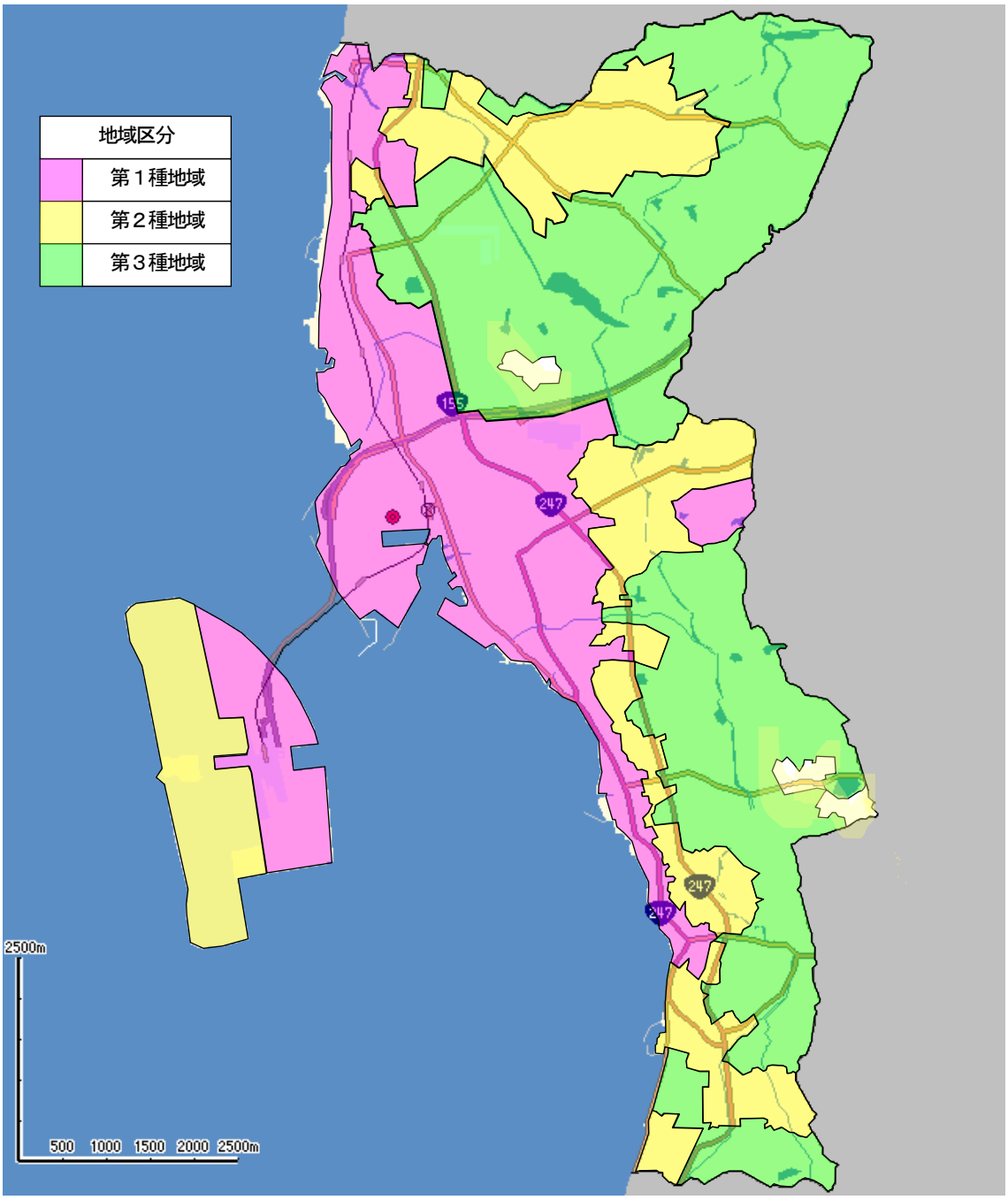
地域区分
第１種地域
第２種地域
第３種地域
155
247
247
247
2500m
500
1000
1500
2000
2500m